

生産緑地地区

⇒生産緑地法に基づき定める地域地区

生産緑地地区の目的

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定める

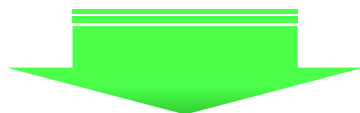
【都市計画運用指針(平成30年11月)】

生産緑地地区の位置付け

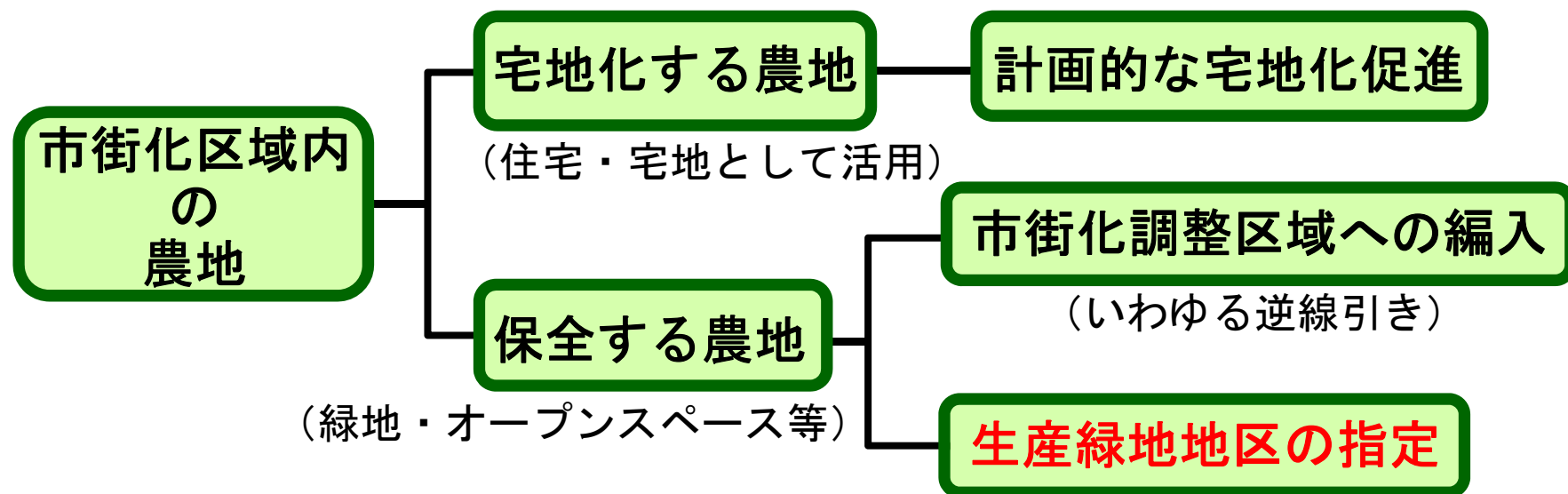
生産緑地法（昭和49年制定）

【平成3年改正の経緯】

- ・大都市地域を中心とした住宅・宅地供給のひっ迫等



- ・市街化区域内の農地の積極的活用による住宅・宅地供給の促進
- ・宅地化する農地と保全する農地の明確な区分
- ・区分に応じた適切な都市計画上の措置
- ・農林漁業と調和した良好な都市環境の保全



平成28年5月13日

都市農業振興基本法に基づき、
都市農業の振興に関する施策の総合的かつ
計画的な推進を図るための基本的な計画

「都市農業振興基本計画」閣議決定

都市農地の位置付け

「宅地化すべき農地」から、
「都市にあるべき農地」へと大きく転換し、
計画的に農地を保全する

【生産緑地法第3条】

市街化区域内にある農地等のうち

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ② 500m²以上の規模
※横浜市は条例により、300m²まで引下げ
(平成29年12月25日)
- ③ 農林漁業の継続が可能な条件を備えているもの



都市計画に定めることができる

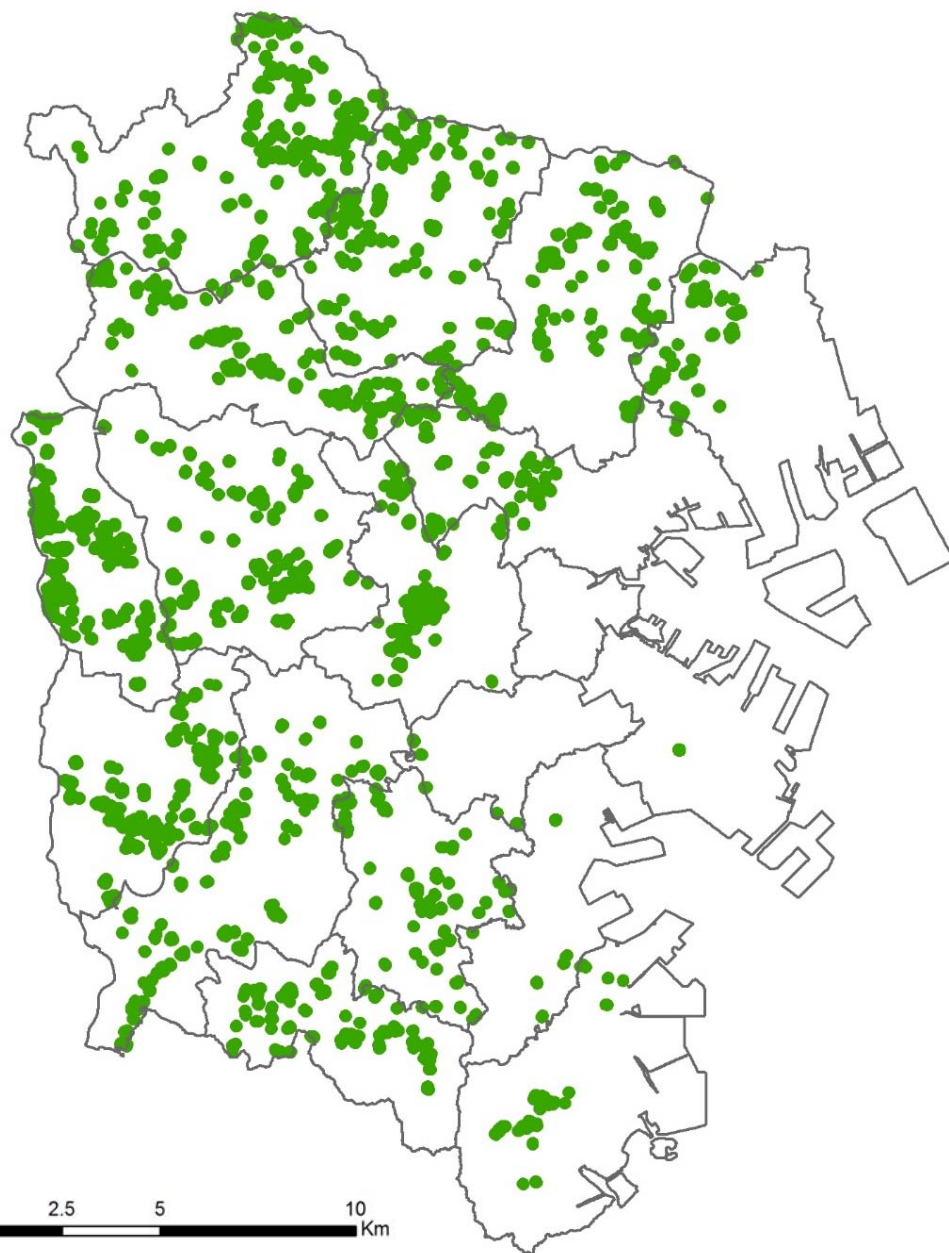
【横浜市生産緑地地区指定要領等】

- 第7回線引き（区域区分）全市見直しにより特定市街化区域農地等となるもの
- 市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの
 - ・既存の公園・緑地との一体化が図れるもの
 - ・農とふれあう場を提供するもの
 - ・良好な景観形成に寄与し、都市住民の生活にやすらぎや潤いをもたらすもの
- 既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化、既に指定された生産緑地地区の整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの
- 災害対策の観点から効果が期待できるもの
 - ・緊急災害時の仮設住宅用地に利用可能なもの
 - ・災害時の延焼防止や一時避難に寄与するもの

等

 いずれかに該当するものを生産緑地地区に指定できる

生産緑地地区の指定状況（位置図）



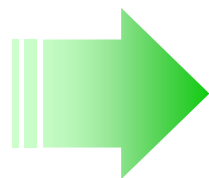
平成30年12月
1,634箇所
約284.9ha

■ 横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）

農地の保全・活用を図る施策を推進

○市街地に残る農地について

魅力的な住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを図ることのできる都市部の貴重なオープンスペース



生産緑地地区の指定等

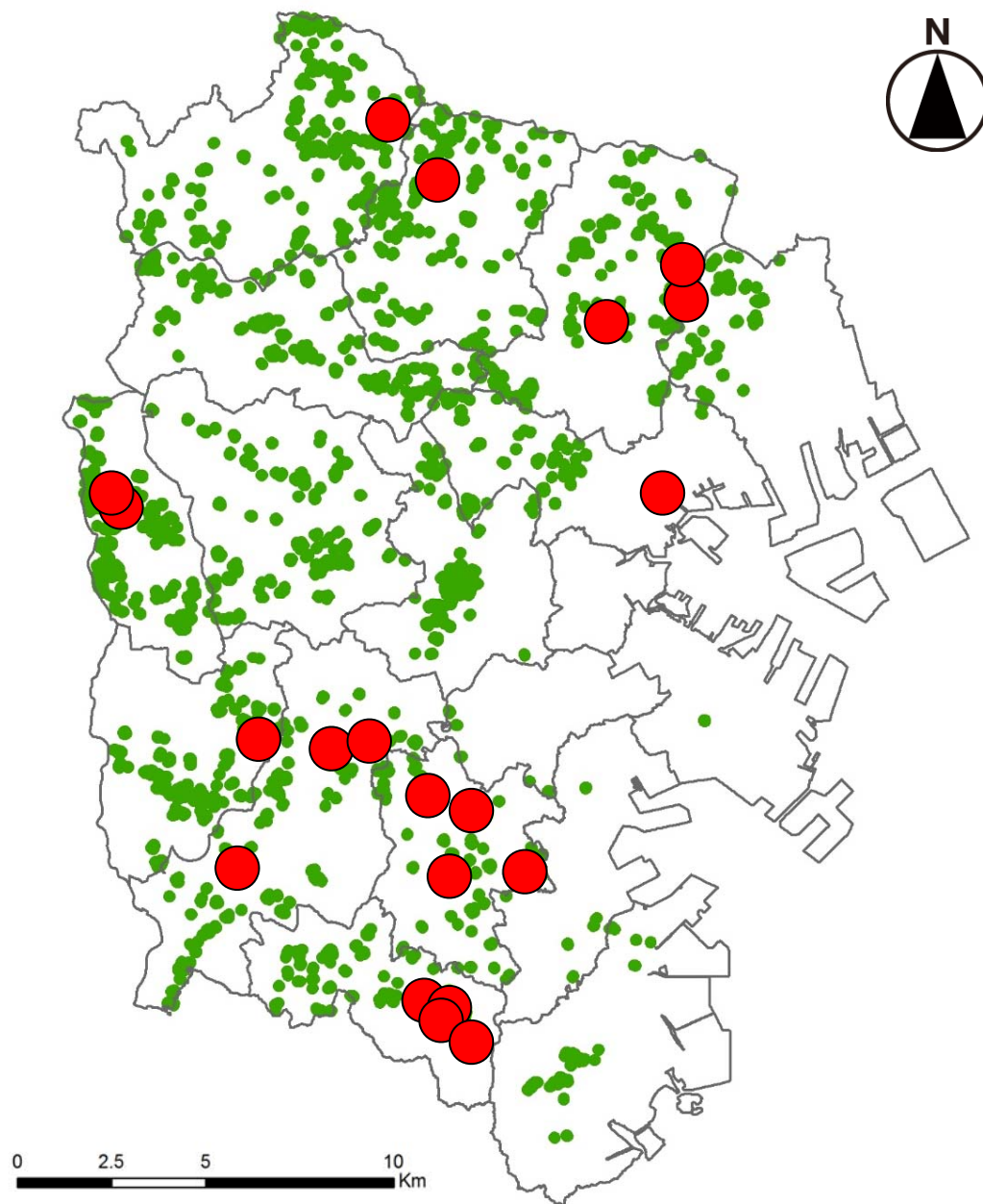
今回の生産緑地地区
の変更内容

「追加・拡大」

「廃止・縮小」

生産緑地地区の追加・拡大（位置図）

10

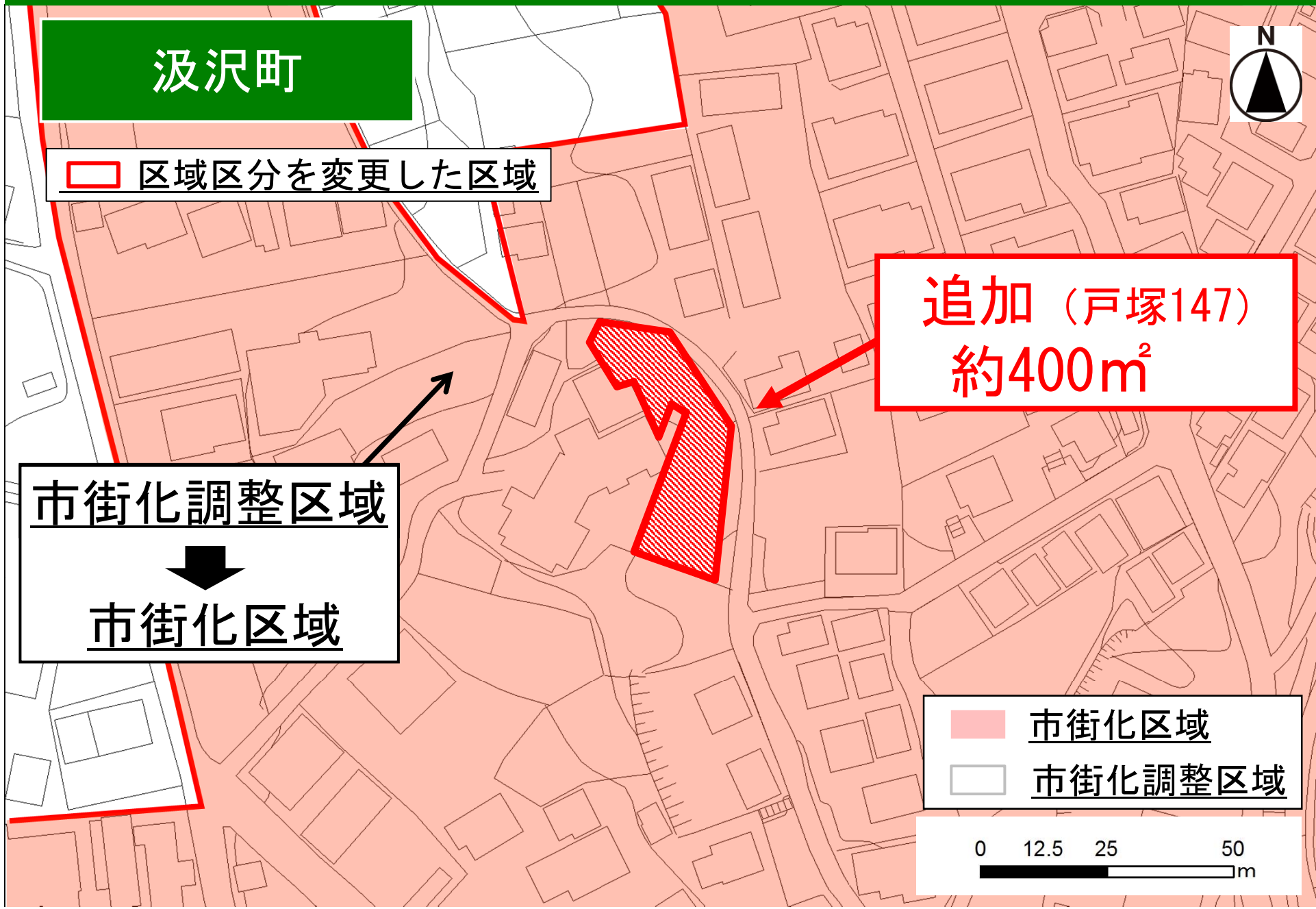


20箇所
約1.1ha

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	1	0.04
②	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	9	0.69
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	9	0.29
④	災害対策の観点から効果が期待できるもの	1	0.04
合計		20	1.07

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	1	0.04
②	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	9	0.69
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	9	0.29
④	災害対策の観点から効果が期待できるもの	1	0.04
合計		20	1.07

生産緑地地区の追加（戸塚区）



生産緑地地区の追加（戸塚区）

汲沢町



追加（戸塚147）
約400m²

平成31年 1 月撮影

0 12.5 25 50
m

	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	1	0.04
②	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	9	0.69
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	9	0.29
④	災害対策の観点から効果が期待できるもの	1	0.04
合 計		20	1.07

生産緑地地区の追加（港北区）

16

樽町三丁目



追加（港北276）
約500m²

農とふれあう場の提供

平成31年1月撮影

0 25 50
m

生産緑地地区の追加（都筑区）

中川三丁目



追加（都筑496）
約720㎡

良好な景観形成に寄与

平成31年 1 月撮影



	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	1	0.04
②	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	9	0.69
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	9	0.29
④	災害対策の観点から効果が期待できるもの	1	0.04
合計		20	1.07

生産緑地地区の拡大（泉区）

桂坂



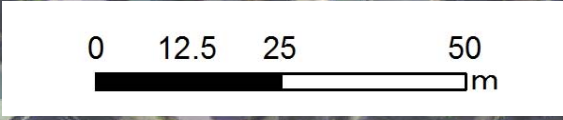
拡大
約250m²

既指定地区
(泉147)
約1,850m²

変更後
約2,100m²



平成31年 1 月撮影



	指定の基準 (横浜市生産緑地地区指定要領等)	箇所	面積の増 (約 ha)
①	第7回線引き(区域区分)全市見直しに伴い市街化農地等となるもの	1	0.04
②	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	9	0.69
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	9	0.29
④	災害対策の観点から効果が期待できるもの	1	0.04
合計		20	1.07

生産緑地地区の追加（港南区）

21

東芹が谷



追加（港南90）
約440m²



災害時の延焼防止や
一時避難に寄与

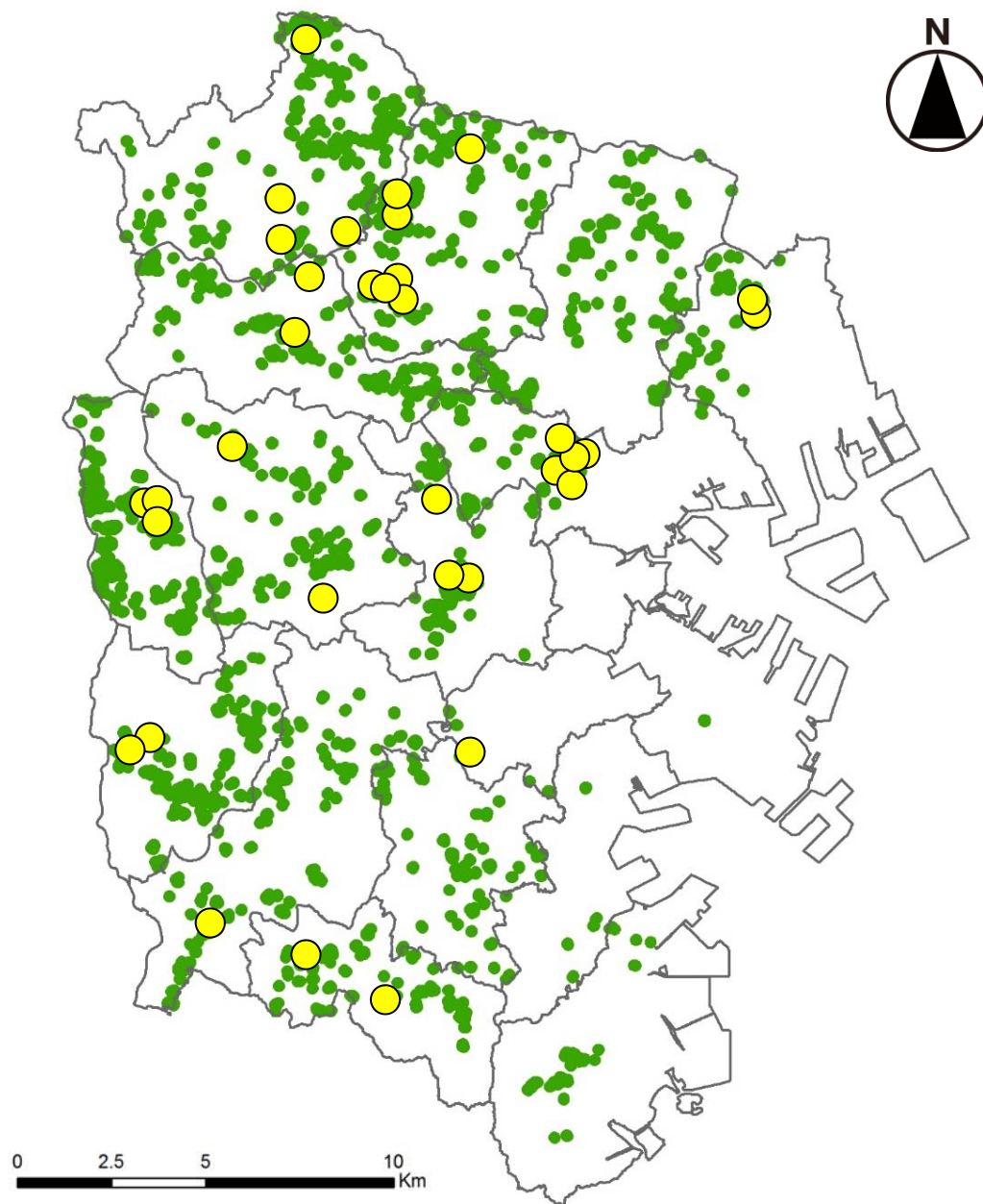
平成31年 1 月撮影

0 25 50
m

「追加・拡大」

「廃止・縮小」

生産緑地地区の廃止・縮小（位置図）



34箇所
約5.4ha

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の減 (約 ha)
①	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	33	△5.15
②	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	1	△0.28
合 計		34	△5.44

	廃止・縮小の理由	箇所	面積の減 (約 ha)
①	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	33	△5.15
②	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	1	△0.28
合 計		34	△5.44

生産緑地地区の廃止（保土ヶ谷区）

仏向町

…既存の生産緑地地区

既指定地区
(保土ヶ谷127)
約1210m²

廃止 (保土ヶ谷127)
約1210m²

主たる従事者の死亡

平成31年 1月撮影

0 25 50 m



	廃止・縮小の理由	箇所	面積の減 (約 ha)
①	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	33	△5.15
②	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	1	△0.28
合 計		34	△5.44

生産緑地地区の縮小（戸塚区）

原宿二丁目



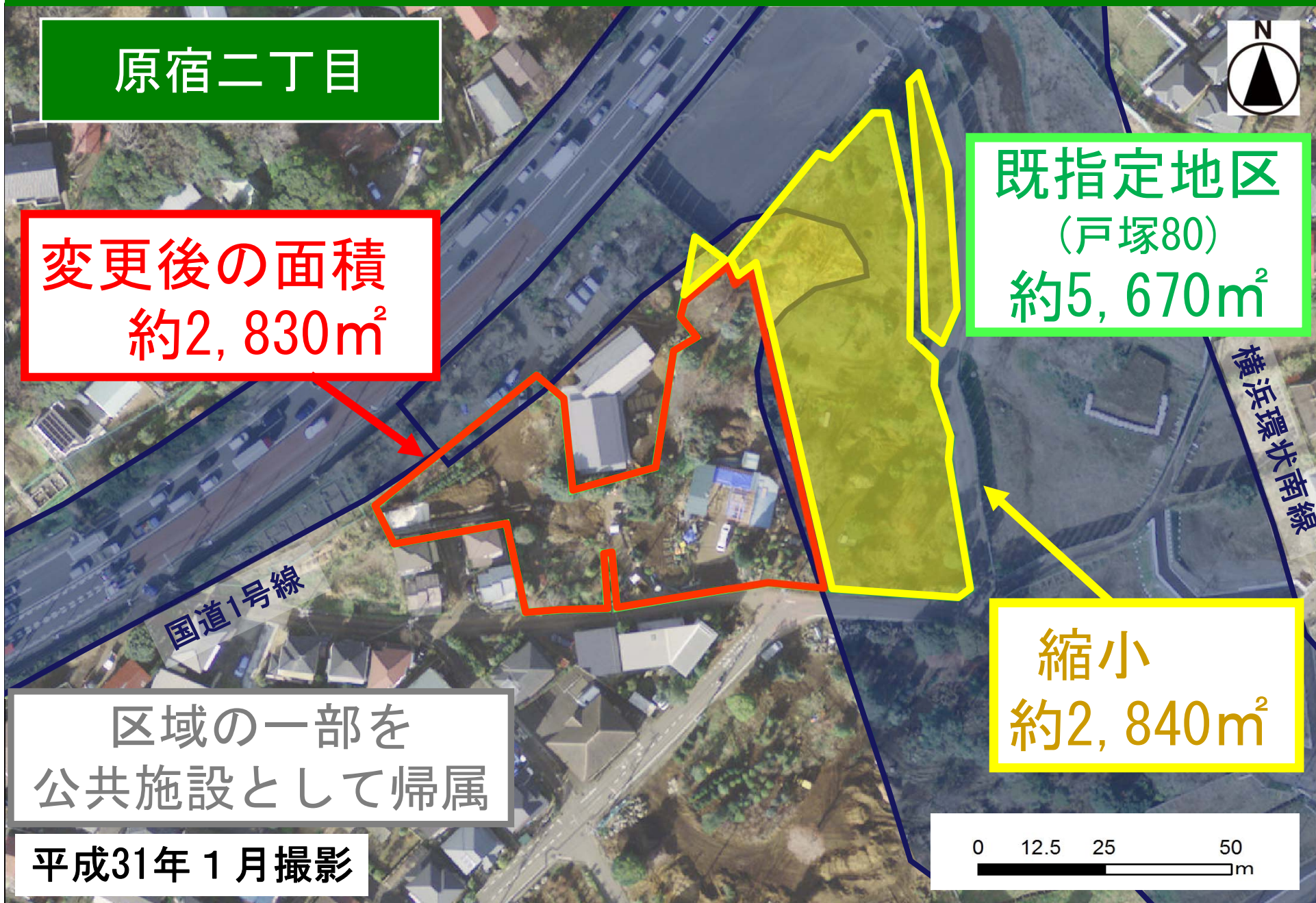
変更後の面積
約2,830m²

既指定地区
(戸塚80)
約5,670m²

縮小
約2,840m²

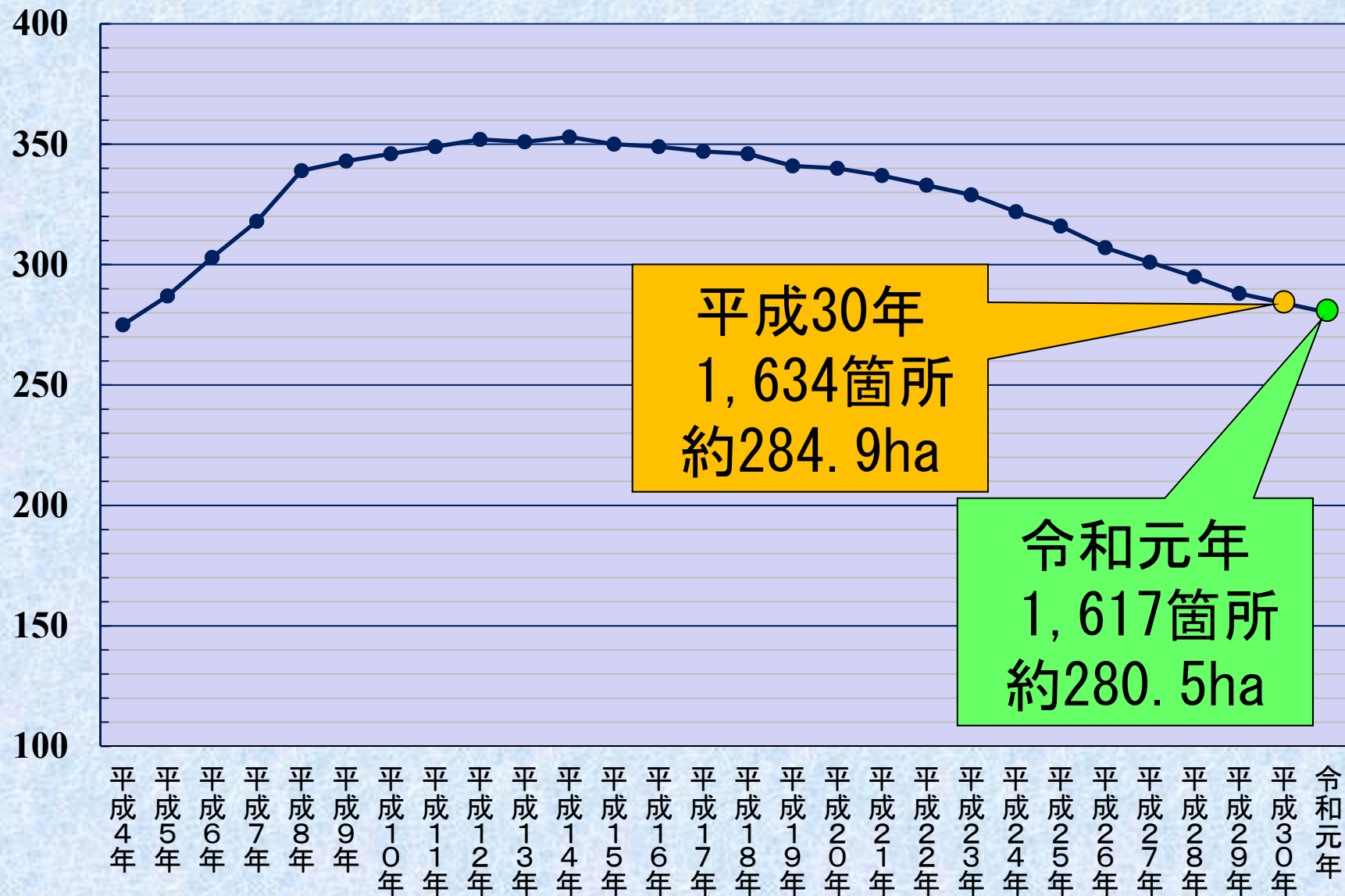
区域の一部を
公共施設として帰属

平成31年1月撮影



生産緑地地区の指定の変更状況（変更後）

面積(ha)



平成30年
1,634箇所
約284.9ha

令和元年
1,617箇所
約280.5ha

縦覧期間	自 令和元年 9月5日 至 令和元年 9月19日
------	-----------------------------

意見書の提出	なし
--------	----